

国際教養大学図書館複写取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際教養大学図書館利用細則（以下「利用細則」という。）第16条により、国際教養大学図書館（以下「図書館」という。）における文献の複写（以下「複写」という。）に関し必要な事項を定める。

(複写の範囲)

第2条 複写は、次の各号に掲げる場合に限って行うことができる。

- (1) 利用細則第2条に定める学内利用者及び学外利用者（以下「利用者」という。）が、その教育、研究及び学習に必要とする場合
- (2) 次に掲げる本学以外の機関が、その業務上必要とする場合
 - ア 大学図書館、短期大学図書館及び高等専門学校図書館並びに学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する学校図書館
 - イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - ウ 国公立の試験、研究及び調査等を行う機関
- (3) その他、図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めた場合

(複写の申込み)

第3条 文献の複写を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ図書館の定める申込書を提出しなければならない。

(申込みの制限等)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に対し、複写の申込みを制限し、又は断ることができる。

- (1) 図書館の複写処理能力を越える複写の申込みがあった場合
- (2) 複写により損傷するおそれのある図書館資料の複写の申込みがあった場合
- (3) 複写の禁止が定められている場合
- (4) その他館長が特別な理由があると認めた場合

(複写の方法及び料金)

第5条 申込者は、図書館内の複写機を利用し、自ら複写するものとし、その複写料金については、別表のとおりとする。なお、納付された複写料金は、還付しない。

(他機関との複写に関する取り扱い)

第6条 学内利用者が他大学の図書館等の資料の複写を希望する場合、図書館システムにより申込みができる。ただし、その他の方法が本学により指定された場合は、その限りではない。

- 2 前項の複写料金とその手続きに要する費用は、他大学の図書館等からの請求に基づき学内利用者が負担するものとする。
- 3 他大学の図書館等から資料の複写について申込みがあった場合は、館長が本学の教育、研究及び学習に支障がないと認める範囲で、これに応じるものとする。
- 4 前項の複写料金と手続きに要する費用は別表のとおりとし、他大学の図書館等又はその利用者が負担するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条第1号関係及び第6条第4項関係）

図書館における複写料金

種 別	申込者による複写	他機関からの依頼による複写
電子複写方式によるもの A3版以下 (1枚につき)	10円	40円

- 備考 1. 複写料金の支払いと同様に郵送料と銀行への振込み手数料については、複写の申込者において実費を負担するものとする。
2. 上記以外の複写サービスは当分の間行わない。